その他

鳥インフルエンザの発生を防ぎましょう！

現在、高病原性鳥インフルエンザが西日本で発生しています。家きんを飼育している方、鳥インフルエンザの発生予防には、次のような対策をとりましょう。

①飼育施設やその周囲を清潔に保ちましょう。

②飼育施設には、野鳥や野生動物が侵入しないように金網やネットをかけましょう。（2㌢角目以下が目安）

③飼育施設に入る時は、専用の服や、はき物を身に着けましょう。

④飼育場所の出入口に、踏込み消毒槽やアルコールスプレー等を備えて、足もとや手指の消毒を、しっかりと行いましょう。消毒薬は、薬局・薬店等で市販されているもので十分に効果があります。

飼育している家きんが連続して死亡するなどの異常がみられた場合は、すぐに家畜保健衛生所か獣医師にご連絡ください。

【問い合わせ・連絡先】
中央家畜保健衛生所香長支所
☎52・3069
県庁代表電話※夜間・休日
☎088・823・1111

風しんの抗体検査および予防接種

風しんの予防接種は予防接種法に基づき公的に行われています。しかし、公的な接種を受ける機会のなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性は、風しんの抗体が低くなっています。そのため、対象の方に抗体検査および予防接種の無料クーポン券をお送りしています。抗体検査を受けていない方は、この機会に検査を受けることをお勧めします。抗体検査の結果、予防接種が必要な方は全額公費で接種を受けられます。お手元にクーポン券がない場合は、再度、交付をしますのでご連絡をお願いします。

【問い合わせ先】
健康介護支援課親子すこやか班☎52・9281

高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種

肺炎は、わが国の死亡原因の第5位となっています。また、成人の肺炎のうち3割程度は、肺炎球菌が原因と考えられています。令和2年度は、年度内に次の年齢に達する方で、過去に高齢者（成人用）肺炎球菌ワクチンを接種されていない方が、接種費用の一部公費負担の対象となります。対象の方には、予診票を送付しておりますので、早めに接種を受けましょう。接種期限は3月31日までです。

令和2年度の対象は、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳に達する方です。

【問い合わせ先】
健康介護支援課親子すこやか班 ☎52・9281

林業退職金共済制度を活用してください

林業退職金共済制度（林退共）は昭和57年に発足した林業界で働く方のために国が作った退職金制度です。

この制度は、事業主の方々が、従事者の働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その従事者が林業界をやめたときに林退共が退職金を支払うという、林業界全体の退職金制度です。

・掛金は、税法上について、法人では、損金、個人企業では必要経費となります。
・掛金の一部を国が免除します。
・雇用事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます。

【事業主の方へ】
・共済証紙は労働日数に応じて適正に貼付してください。
・共済手帳を所持している従事者が林業界を引退するときは、忘れずに退職金を請求するよう指導してください。

※詳しくは、最寄りの支部または本部へお問い合わせください。

【問い合わせ・連絡先】
（独）勤労者退職金共済機構林業退職金共済事業本部
☎03・6731・2889
FAX 03・6731・2890
HP http://www.rintaikyo.taisyokukin.go.jp/

固定資産税班からお知らせ

1.償却資産の申告について

償却資産とは、会社や個人で商店などを経営している方や、農業や不動産等の事業を行っている方が、その事業のために所有している有形資産のことで、構築物、機械および装置、工具・器具・備品、車両および運搬具等です。毎年1月1日現在で所有している償却資産がある場合には、地方税法第383条の規定により、申告していただくことになっています。

該当する償却資産のある会社および個人の方は、令和3年2月1日（月）までに申告をお願いします。

忘れていませんか？
太陽光発電設備の申告

会社や個人事業主として太陽光発電設備を設置している場合は、売電・非売電にかかわらず、償却資産の申告が必要です。住宅用に個人が設置した場合でも10kW以上の発電量で全量売電の場合は申告が必要です。

2.新築・増築・取り壊し家屋の申告を！

令和3年度固定資産税の課税にあたり、令和2年（1月～12月）中に新築・増築または取り壊した家屋や、用途を変更した家屋について、申告の受付を行っています。適正課税のため、令和2年12月末までに取り壊した家屋については、**令和2年度固定資産税納税通知書**に添付されている課税明細書を確認のうえ申告してください。

なお、令和2年（1月～12月）中に新築または増築された家屋を税務収納課職員が調査した際に、取り壊しの確認ができている分の申告は必要ありません。
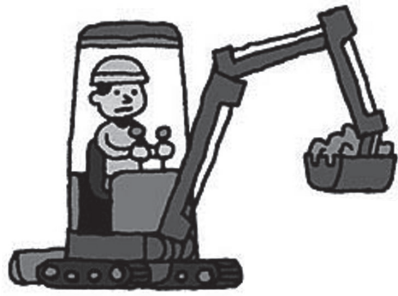
3.土地評価の特殊なケースでは申し出を！

市では、土地の評価について固定資産税評価基準に定められている適正な時価を求めることに努めていますが、市全域にわたる大量評価のため、次のような特殊な事例では、対象地の価格形成要因全てを把握できていないケースがあります。このため外観では把握できない価格形成要因は、固定資産の所有者による申し出により、固定資産評価額に反映できる場合があります。特殊な価格形成要因を持つ土地を所有されている納税者の方はご連絡ください。

外観からは把握できない価格形成要因の例
・公法上（都市計画法、建築基準法、一部条例など）の規制により、建築物の建築確認を得ることが困難な土地（一部評価額に反映されているものもあります）。
・特別に災害の危険性が高い土地など。

■問い合わせ先
税務収納課固定資産税班☎53－3116

現所有者に関する申告について

固定資産税は、土地や家屋の所有者として登記簿または土地・家屋補充課税台帳に登記・登録されている方に納めていただくものです。

しかしながら、賦課期日（毎年1月1日）前に所有者が死亡している場合には、賦課期日に、その土地や家屋を所有している者が、固定資産税の納税義務者となります。通常は相続人がこれに該当します。

該当の方は『現所有者に関する申告書』の提出をお願いします。共有での相続や遺産分割が完了していない場合は、現所有者が複数になりますので、代表者を選んでいただきます。なお、遺産分割が完了するまでは、相続人全員の共有となり、その固定資産税は相続人全員が連帯して納税義務を負うことになります。